

## 再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約書（案）

島根県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約を締結する。

本契約の対象発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた発電所である。本契約は、再エネ特措法第18条第1項の規定に基づき電気事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給により行うものである。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、電力の取引に関して、この契約書及び別途定める申合せ書に従い、これを履行しなければならない。

### （特定卸供給）

第2条 甲の所有する三隅川発電所ほか3発電所の発生電力から甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力を一般送配電事業者に売電し、一般送配電事業者はその全量を乙に卸供給するものとする。これを以下「供給」という。

2 契約の対象発電所は、以下のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力(kW)
三隅川	島根県浜田市三隅町下古和 1040-2	7,900
御部	島根県浜田市三隅町上古和 913-13	460
大長見	島根県浜田市長見町 934-14	199
三隅港臨海工業団地	島根県浜田市三隅町岡見 6323-2	1,800

3 供給を予定している電力量（以下「予定量」という。）は、別表1のとおりとする。

4 供給する電力量（以下「供給量」という。）が、予定量に比べて増減がある場合でも、全量の供給を受ける。

### （受給地点、最大出力等）

第3条 発電所の所在地、受給地点、最大出力、周波数及び電圧は、別表2のとおりとする。

### （契約期間及び売電期間）

第4条 契約期間及び供給の期間は、次のとおりとする。

契約期間 契約の日から令和10年3月31日まで

供給期間 令和8年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで

ただし、契約締結後の契約者と一般送配電事業者の手続き等の進捗により供給開始日は延期することがある。

### （申合せ書の作成）

第5条 甲及び乙は、供給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合せ書（以下「申合せ書」という。）を双方協議して供給期間の前までに作成するものとする。

2 甲又は乙は、申合せ書の変更を行う必要があると判断した場合、甲乙協議のうえ、その内容を変更することができる。

### （供給量の計量等）

第6条 供給量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置等をいう。以下同じ。）により行うものとする。

2 供給量の計量は、毎月月末に行うものとし、その方法は、甲乙協議のうえ、別に定める。

3 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により供給量を計量することができない場合の供給量については、他の計器等を踏まえ、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

（電力附加料金）

第7条 供給の対価として、乙は甲に電力附加料金を支払う。毎月の電力附加料金は、前条に定める方法により計量された供給量に次の契約単価を乗じ、小数点第一位を四捨五入して算定した額に消費税及び地方消費税を加算したものとする。なお、消費税及び地方消費税の小数点以下は切り捨てる。

契約単価

1 キロワット時につき〇〇.〇〇円（消費税等相当額を含まず）

（電力附加料金の支払）

第8条 甲及び乙は、毎月のはじめに前月分の供給量等料金算定上必要な事項を確認する。

2 甲は、原則として、前条により算定した電力附加料金を検針日の翌月の15日までに乙に請求し、乙は、同月末日（以下「支払期日」という。）までに甲に支払う。

3 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに電力附加料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、電力附加料金（既納付額がある場合は、電力附加料金から当該納付額を控除した額）に2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）の割合で算定した遅延利息を加算して甲に支払う。

（契約保証金）

第9条 契約保証金は免除する。

（権利の譲渡等）

第10条 乙は、契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（発電量調整供給契約）

第11条 乙は、この契約を履行するために一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下「発電量調整供給契約」という。）が必要となる場合は、乙の負担で一般送配電事業者と発電量調整供給契約を遅延なく締結する。

（インバランス料金）

第12条 発電予想で通知した電力と実際の供給電力の差分（以下「インバランス」という。）を、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条に基づき算定した結果、インバランスに係る料金（以下「インバランス料金」という。）が発生した場合においても、甲は関与しない。

2 乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金銭等の一切の請求を行うことはできない。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。
- (1) 乙が支払期日までに電力付加料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに全額を支払わないとき、又はその見込みがないと甲が認めるとき。
  - (2) 乙がその責めに帰する理由により電力付加料金の支払期日に3回以上遅れたとき、又は2回連續で遅れたとき。
  - (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産関連法規に基づく手続（以下「倒産手続」という。）開始の申立て又は解散の決議を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の供給に当たり、詐欺その他不正な行為をしたとき。
  - (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
  - (7) 乙が、再エネ特措法第34条第4項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。
  - (8) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
  - (9) 乙が、第16条に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。
  - (10) 第17条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
  - (11) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項で定める契約条件に違反したとき又は遵守できないと判明したとき。
  - (12) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。
- 2 前項第1号から第11号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合は、乙は、甲に対し、解約違約金と

して契約単価に契約期間中の予定量を乗じた額に消費税等相当額を加えた額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額を超えるときは、乙は、その不足額を甲に納付しなければならない。
- 4 甲は、第1項第12号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。
- 5 乙は、契約内容等の隠れた瑕疵を理由として契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第14条 前条に定める場合のほか、甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかつたとき。
  - (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかつたとき。
  - (3) 乙が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約単価に契約期間中の予定量を乗じた額に消費税等相当額を加えた額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。
  - 3 この契約の履行の完了後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
  - 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 乙は、供給に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 第13条第1項第1号から第11号及び前条第1項による契約解除の場合を除き、前項の規定に

より賠償すべき損害額は、甲乙協議して定める。

- 3 第13条第1項第1号から第11号又は前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときの乙が甲に対して賠償すべき損害額の算定にあたっては、契約解除日の前日までの料金とその遅延利息のほか、甲の逸失利益についても算定対象とする。
- 4 前項に規定する逸失利益は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 契約解除の日から供給期間の満了までの期間のうち甲が第三者と契約を締結していない期間の予定量に対して、第7条に規定する電力付加料金に相当する額。
  - (2) 契約解除の日から供給期間の満了までの期間のうち甲と第三者が締結した新しい契約（以下「新契約」という。）の期間において、その期間の予定量に対して、新契約により算定された料金が第7条に規定する料金を下回る場合はその差額。
- 5 前各項の賠償金を甲の指定する期日内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、2.5パーセント政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）の割合で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### （債権保全）

第16条 甲は、乙が第13条第1項第1号から第11号のいずれかに該当するおそれがある場合は、あらかじめ乙に対し債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

#### （乙の解除権）

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害額を負担する。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

#### （供給条件の変更）

第18条 甲は、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は電気の供給を一時停止することができる。

- 2 前項の規定により供給期間及び料金を変更するときは、甲乙協議のうえ、別途定める。
- 3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、電力付加料金その他の契約内容を変更することができる。

#### （守秘義務）

第19条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

- 2 甲は、契約単価、供給量、電力付加料金及び供給期間等、事業運営に必要な情報について公表することができる。

#### （所轄裁判所）

第20条 この契約に係る訴訟については、松江地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第21条 この契約書に定めのない事項について必要が生じた場合、又はこの契約の各条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市殿町8番地

島根県

島根県知事

丸山 達也

乙

別表 1

## 令和8年度 発電所別月別の予定量

(単位 : MWh)

月	三隅川	御部	大長見	三隅港臨海 工業団地
4	3,173	173	77	223
5	2,000	137	66	237
6	2,242	137	60	212
7	3,828	193	83	246
8	2,482	156	63	252
9	3,138	165	65	193
10	2,414	147	56	175
11	1,656	133	51	128
12	2,931	161	64	91
1	3,414	173	69	80
2	3,345	189	76	110
3	3,860	200	81	190
合計	34,483	1,964	811	2,137

## 令和9年度 発電所別月別の予定量

(単位 : MWh)

月	三隅川	御部	大長見	三隅港臨海 工業団地
4	3,173	173	77	223
5	2,000	137	66	237
6	2,242	137	60	212
7	3,828	193	83	246
8	2,482	156	63	252
9	3,138	165	65	193
10	2,414	147	56	175
11	1,656	133	51	128
12	2,931	161	64	91
1	3,414	173	69	80
2	3,345	189	76	110
3	3,860	200	81	190
合計	34,483	1,964	811	2,137

別表2

発電所名	所在地	受給地点	最大出力 (kW)	周波数 (Hz)	電圧 (V)
三隅川	島根県浜田市三隅町 下古和 1040-2	発電所内	7,900	60	66,000
御部	島根県浜田市三隅町 上古和 913-13	発電所内	460	60	6,600
大長見	島根県浜田市長見町 934-14	発電所内	199	60	6,600
三隅港臨海工業団地	島根県浜田市三隅町 岡見 6323-2	発電所内	1,800	60	6,600